

諫早湾「自然の権利」訴訟

2つの裁判を総称して、こう呼びます。

●場所：長崎県

●背景：

有明海は、福岡・熊本・長崎・佐賀4県に囲まれた九州最大の内湾です。諫早湾は、その最大の肢湾で、面積は約100平方キロメートルです。国営諫早湾土地改良事業（諫早湾干拓事業）は、諫早湾の湾奥部約35.4平方キロメートルを全長約7キロメートルの潮受堤防によって締め切り、調整池と農地を造成する事業です。

1989年に潮受堤防の工事が始まった頃から、漁業者を中心に水質の悪化などが指摘され始めました。地元の人や全国の支援者たちが、さまざまな反対運動を展開しましたが、1997年4月14日、高さ7メートルの鉄板が293枚落とされ、ついに潮受堤防の水門が閉じられてしまいました。これにより、日本最大の干潟であった諫早湾干潟とその前面浅海域に有明海の海水が届かなくなり、魚介類をはじめそこに生息していた生物は死滅してしまいました。それらを餌とする渡り鳥も姿を消しました。諫早湾は渡り鳥の世界的にも重要な中継地でもありました。

第一陣

●提訴日：1996年7月16日

●裁判所：長崎地方裁判所

●事件名：干拓事業差止請求事件

●事件番号：平成8年（行ウ）第5号

●原告：諫早湾・ムツゴロウ・ズグロカモメ・ハマシギ・シオマネキ・ハイガイと、長崎県民6名

●原告訴讼代理人：34名

●被告：国、上記代表者法務大臣長尾立子

●概要：

諫早湾とそこにある野生生物、加えてその代弁者として諫早湾周辺に住んでいる人々が訴えました。自然原告としては、「自然の権利」訴訟で初めて、海そのものが原告に加わりました。「ムツゴロウを守ってほしい」ではなく、「ムツゴロウがどれ、渡り鳥たちがやってくる干潟をいつまでも干潟のまま残してほしい」というのが原告たちの願いです。

本件は、事業差止めを求める根拠として環境権理論・公共的信託理論・自然共有権理論・入浜権などを掲げた、民事差止訴訟です。

●経過と結果：

提訴から半年後の1997年1月に第一回口頭弁論が開かれ、第二回は3月に行われました。その後の4月、いわゆるギロチンにより潮受堤防の水門が閉じられてしまいました。そんな厳しい状況にもめげず、原告団・弁護団・支援者たちは、1年間に4、5回のペースで開かれる裁判に、丁寧に粘り強く取り組みました。原告たちは、意見陳述で自然やふるさとの思いを切々と訴えました。生態学の専門家や地質学の専門家も証人として出廷して下さり、科学的にこの事業の問題点を指摘しました。

私たち原告側は、裁判官にぜひ現在の干潟の状況を自らの目で見て、原告の思いを受け止めてほしいと、提訴時からずっと現地検証を強く求めていました。そしてやっと、提訴から3年3ヶ月（締め切りから2年半）経った1999年10月27日、現地検証が実現しました。検証のポイントは、諫早湾に設けられた潮受け堤防などが、被告側が主張するような効果を発揮していないこと、失われた干潟の重要性を実感してもらうことでした。締め切りから二度の夏を経て、かつての干潟は人の背丈を超えるほど草の海でした。

裁判が続いている間も工事は強行され続け、次第にその影響は、諫早湾周辺にとどまらず有明海全体に及んでいきました。2000年12月には、有明海で養殖ノリの色落ち被害が表面化するなど、漁業を営む人たちを苦しめました。

裁判は、2000年7月以降一旦休止になり、2004年12月8日に結審、2005年3月15日に「原告らの訴えを棄却する」という判決が出されました。残念ながら、環境権や公共的信託の議論は日本では確立しておらず、私たち原告側の主張は認められませんでした。

この裁判を提訴した当時は、まだ潮受け堤防が締め切られる前のことでした。反対運動の人々は本当に少数派に陥り、手も足も出ない状況でした。そんな中でも裁判を続け干潟の保全を叫んできました。勝訴ではありませんでしたが、裁判を通して多くのメディアがこの問題を取り上げ、たくさんの人たちが私たちの訴訟に理解を示してくれました。

第二陣

●提訴日：2000年10月11日

●裁判所：長崎地方裁判所

●事件名：長崎県公金違法支出差止等請求事件

●事件番号：平成12年（行ウ）第7号

●原告：諫早湾・ムツゴロウ・ズグロカモメ・ハマシギ・シオマネキ・ハイガイと、長崎県民23名

●原告訴訟代理人：10名（長崎・東京・名古屋の弁護士）

●被告：国、上記代表者法務大臣保岡興治、長崎県知事金子原二郎、金子原二郎（個人）、高田勇（個人、前知事）

●概要：

本件は、地方自治法上の住民訴訟です。第一陣の訴訟と同様、諫早湾やムツゴロウなども原告としていることや、「自然の権利」という考え方を展開している点は共通です。

住民訴訟というのは、地方自治法242条の2に基づく裁判で、地方自治体の財務会計上の行為に違法がある場合には、その自治体住民なら誰でも裁判によって是正できるという制度です。

本件では長崎県知事が被告となっています。これは長崎県知事が県を代表して干拓事業費負担金を支出する行為をするため、裁判所が知事に対して支出を禁止する命令を出すよう裁判で求めることになるからです。ですから、将来の支出については長崎県知事を被告として差し止めを求めることがあります。

また、長崎県知事個人も被告となっています。これは、過去の支出分については違法な支出ですから誰かが賠償しなければなりません。その場合に知事が違法な支出の責任者ですから個人的に賠償の責めを受けるわけです。そこで、過去の支出分については知事個人に対して長崎県に返還するよう求めています。

もちろん、国も被告になっています。国営諫早湾土地改良事業は国の事業です。違法な事業計画のために長崎県は強制的に支出をさせられたわけですから、長崎県は国に対して支出分だけ損害賠償請求権を持ちます。そこで、国に対しては長崎県に県支出分賠償するよう求めています。

●争点

諫早湾干拓事業は、土地改良法に基づく公共事業です。土地改良法は「当該土地改良事業のすべての効用がそのすべての費用をつぐなうこと」を事業実施の要件としています。つまり、かけた費用に見合う効果が上がらない場合は違法です。

被告側は、①作物生産効果・②災害防止効果・③国土造成効果などを強調していますが、私たち原告側は以下のことを主張しています。

①作物生産効果については、長崎県の生産実績をもとに生産量を推定すべきです。

②災害防止効果については、被告側は、「潮受け堤防は諫早大水害級の洪水と伊勢湾台風級の高潮が同時に襲来しても耐えられる施設である」「災害防止効果は災害被害相当額だ」と主張していますが、この理屈では、より大きな災害を想定し被害を大きく見積もれば見積もるほど、防止効果を大きく算出することが出来てしまいます。それに、「高潮によって『全ての堤防』が崩れる」としていますが、戦前のように土で固めただけの堤防とは違い、海岸法に則って整備されたコンクリートの堤防が高潮によって「全て」崩れることはありません。さらに、「高潮によって堤防内側の全ての施設・建物・道路が破壊され、田畠は流失し土地そのものが無くなってしまう」としていますが、そのようなことはありません。河川の堤防についても「全部が崩れる」という前提ですが、そのようなこともありません。

③国土造成効果については、被告側は「それまで日本のどこかで農業をしていた人が干拓地に移る→その人たちのもといた農地があき、そこは農地より地価の高い宅地になる→その価格上昇分、国土が豊かになる」という不可解な理屈を言い張っています。直接、干拓地の価値を持ち出さず、国土全体とするところにトリックがあります。確かに干拓によって農地ができあがります。国土が増えた効果というのであれば、その価格相当額が、国土が増えた効果ということができます。この価格相当額は約45億円です。しかし、被告側はこれを150億円と明らかに過大評価しているのです。

裁判では自然破壊の違法も主張しています。

被告側は、諫早湾干潟の高い生産効果を全く無視しています。干潟は、生物を生み出すことによって有機物や窒素・リンなどを除き海を浄化させるという、人間には到底真似できない作業を行っています。干潟の浄化能力と生産効果は同じ意味であるといつても良いくらいです。もちろん、干潟の浄化機能は単純なものではなく、その価値をお金に換算するのは不可能ですが、少なくとも、同じくらいの浄化設備を作ろうとすればどれだけお金がかかるのか、その費用を、被告側がいう費用対効果の中で換算するべきであると、私たち原告側は主張しています。

●経過：

提訴翌年の2001年1月から裁判が始まり、2008年4月までの8年間で37回の期日がありました。

被告側はこれまで、計画の非科学性に対して沈黙を続けてきました。干拓事業に関する全ての資料が国にあり、専門知識も持ち合わせている国は、沈黙することによって抵抗していましたが、私たち原告側が、専門家たちの協力を得ながら粘り強く論証を進めた結果、ようやく自身の非科学性を認め始めました。

2005年11月15日には現地検証が実現しました。裁判長が、干拓現場・堤防の内側などを丸一日かけてまわり、深刻な自然破壊の様子や著しい無駄遣いの実態を検分しました。

自然保护訴訟での現地検証は、法廷での議論では伝えきれない自然のすばらしさや、それを大切に思う人々の暮らしを感じてもらう格好のチャンスです。裁判長が、単眼鏡でムツゴロウたちを見、長靴を履いて干潟に下りたことは大きな収穫でした。

2008年、被告側への反論は最後のつめの段階に入り4月15日に結審しました。

●結果：

2008年12月15日、諫早湾「自然の権利」訴訟第二陣の判決が出されました。判決は、原告側の敗訴で残念な結果でしたが、次の3点で大きな意義がありました。

① 国の責任追及

判決では、住民が国の責任追及をする事ができるという画期的な判断を下しました。全国各地で国主導の公共工事が地方自治体のお金で実施されています。地方を犠牲にする国の政策に対して住民が国の責任を追及できることとは大きな意義があります。

② 今回のお金の出し方は不当であると言えるとしていること

次に、判決は「著しい無駄とは言い難い」として不当な政策であるとは言えても、違法とまでは言えないとし

ました。現在の法制度の中では国の判断権が著しく尊重されていますから、裁判官たちはそのような制約の中にあって、最大限私達の主張を組み入れてくれました。

③ 自然価値について

裁判では自然の価値を無視しているから違法であると主張していました。判決では、自然の価値をはかることは可能であるとしました。これまで、自然の価値をどのように見るかについては明確ではありませんでした。今回の裁判では、自然の価値を経済換算することの可能性を認めました。しかし、まだ十分なコンセサスを得ていないとして違法とまでは言えないとしています。

もちろん、今回の裁判の最大の意義は、原告団・弁護団・支援者たちがねばり強くたたかってきたことに他なりません。諫早干拓事業については潮受堤防で締め切られる前、運動は本当に小さくなってしまいました。その中で、最後まであきらめなかつた人たちが裁判に立ち上がり今までたたかってまいりました。こうしたねばり強い運動が、その後の様々な大きな運動につながったのだろうと思います。今後のこととはまだ充分決められていませんが、私達としては、よみがえれ！有明訴訟とともに干潟が回復する日まで運動を進めていきたいと思います。

最後になりましたが、「自然の権利」基金をつうじてご支援くださったみなさまへ、この場をお借りして、心より感謝申しあげます。この訴訟の意義や意志を継ぐ運動を、これからも応援していただけたら幸いです。